

## 自衛権発動の三要件

### ■衆議院内閣委員会 昭和 29 年 04 月 06 日

○佐藤（達）政府委員 私どもの考えておるいわゆる自衛行動と申しますか、自衛権の限界というものにつきましては、たびたび述べておりますように、急迫不正の侵害、すなわち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないということと、しかして必要最小限度それを防禦するために必要な方法をとるという、三つの原則を厳格なる自衛権の行使の条件と考えておるわけでありませう。

### ■昭和 60 年 9 月 27 日答弁 47 号、対森清衆議院議員

憲法第九条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使については、政府は、従来から、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという三要件に該当する場合に限られると解しており、これらの三要件に該当するか否かの判断は、政府が行うことになると考えている。

### ■参議院本会議 昭和 48 年 09 月 23 日

○国務大臣（田中角榮君）

わが国の自衛権の行使は、いわゆる自衛権発動の三条件、すなわち、わが国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合に、これを排除するために他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の実力行使にとどまるべきことをもって行なわなければならないことは、これまで政府の見解として申し上げてきたところでございます。

## 昭和 47 年政府見解の前後に、政府見解等が存在しないことを示す国会答弁等

### ■限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた政府見解等に関する質問主意書（189 回 平成 27 年 5 月 15 日答弁 128 号、小西洋之議員（参））

質問： 昭和四十七年政府見解の決裁日以前に限定的な集団的自衛権があることを法理として認め、それを示した政府見解に係る文書や議事録等は存在するか。

答弁： お尋ねの昭和四十七年十月七日以前に政府としてこのような内容を示した文書、国会における答弁等が存在するとは承知していない。

### ■第 189 回参外交防衛委員会 5 月 19 日

○小西洋之君 昭和四十七年政府見解以降に、憲法九条において限定的な集団的自衛権が許容されている旨を明示した国会答弁あるいは政府見解文書などがありますでしょうか。昨年七月一日以前ですね、閣議決定以前まで。

○政府参考人（前田哲君） そのようなものはないと承知をしております。

### ■高辻正巳「内閣法制局のあらまし」『時の法令』793 号（1972 年 8 月 3 日）

・・・同局の法律上の意見の開陳は、法律的良心により是なりと信ずるところに従ってすべきであって、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立ってその場をしのぐというような無節操な態度ですべきではない。